

# 住民投票制度 ニュースレター

VOL.

～住民投票制度の創設に向けて～

平成 18 年 3 月

発行：  川崎市総合企画局政策部



## “だれ”を対象に住民投票を行うべきか？など

～住民投票制度の「実施区域」「発議資格・投票資格」などについて検討しました～

川崎市住民投票制度検討委員会の第3回委員会が平成18年1月27日(火)に、第4回委員会が2月10日(金)に高津区役所で開催されました。

### 【第3回検討委員会で議論された内容】

住民投票の定例化の是非

現時点で定例的に住民投票が実施されるような対象事項を規定することは困難であるため、時機を見て検討することが望ましい。  
条例の制定・改廃に関する特例的な仕組みの導入の是非  
条例の制定・改廃に限って直接請求を経なければいけない仕組みは必要ない。

実施区域と区民投票

区民投票については、将来的実現に向けた課題等の報告を行う。



### 【第4回検討委員会で議論された内容】

選挙との同日実施

課題とその解決策等を再整理し、改めて議論する。

住民の発議資格と投票資格

年齢要件について

「18歳以上」とすることが望ましい。

18歳未満の子どもが意見を表明する機会を確保するための参加の考え方についても別途検討する。

外国人の投票資格について

永住外国人に限る必要はない。

在留年数の要件の設定にあたっては、市の外国人市民施策との関係等を整理する必要がある。

住所(市内在住)要件について

日本人、外国人とも「市内在住3ヶ月以上」とすることが望ましい。



第5回検討委員会では、「発議に要する署名」と「投票運動」について議論する予定です。

詳しい議論の内容は、ホームページ(アドレスは裏面に記載)をご覧ください。

《今後の検討委員会日程》 各回とも傍聴が可能ですので、興味がある方はお越しください。

第5回検討委員会 平成18年 3月23日(木) 18:30～ 会場：高津区役所

第6回検討委員会 平成18年 4月26日(水) 18:30～ 会場：高津区役所

5月以降も、ほぼ月1回のペースで検討委員会を開催する予定です。

## 高校生と外国人市民を対象に意見交換会を開催しました

住民投票の資格要件を検討する際の参考とするため、高校生と外国人市民の方々と意見交換しました。

### 【高校生との意見交換会】

平成 18 年 1 月 26 日（木）/ エポック中原（中原区）にて  
市立高校 5 校から 15 名の生徒が参加



高校生が住民投票制度に参加することは、多様な意見を市政に反映することができるようになる反面、「責任を持たずに投票してしまう高校生がいるのではないか」という意見などが出されました。また、意見交換会前のアンケートでは「高校生（16歳以上）に投票資格は必要ない」が大半を占めていたのに対して、意見交換会の後では6割以上が「高校生に投票資格を与えた方がよい」と考えるなど、住民投票制度を知ることによって参加者の意識が変化したようです。

### 【外国人市民との意見交換会】

平成 18 年 1 月 29 日（日）/ 国際交流センター（中原区）にて  
外国人市民代表者会議及び経験者の会から 15 名が参加



ほとんどの参加者が、川崎市に住んでいる同じ「市民」である以上、日本人と外国人の参加要件に差を設けるべきではないと考えており、外国人の住民投票への参加要件として一定の在留資格（在日年数）を設けることには納得できるが、住所要件（川崎市在住期間）は日本人と同様にすべきであるとの意見が出されました。また、「登録制によって資格を得る手続きは、外国人市民の参加を阻害してしまうおそれがあるため望ましくない」との意見も出されました。



### 住民投票 - あの町この町

「住民投票 - あの町この町」では、制度の理解を深めることを目的として、これまでに行われた住民投票の事例を紹介していきます。

今回は、条例に基づく住民投票が日本で初めて実施された新潟県巻町（現在は合併により新潟市に編入）を紹介します。

昭和 46 年、巻原子力発電所建設計画が正式に公表されます。その後、建設予定地の買収が難航したため、しばらく膠着状態が続きますが、平成 5 年、それまで原発凍結を表明していた町長が政策転換したことにより、原発建設に向けた動きが活発化するようになりました。

これを受けて、平成 6 年に反対派議員により町民投票に関する条例案が議員提案されますが、議会はこれを否決。翌年、町民による自主管理住民投票が実施されることとなります（結果は「反対」が 95%）。

しかし、町長は自主管理投票の結果に法的根拠はないとして、建設予定地内にある町有地の売却申し入れを正式に受けることを表明します。

その後の町議会議員選挙で原発反対派が多数を占めますが状況は変わらず、リコールを求める町民の

動きを受けた町長の辞職に伴う出直し選挙で反対派候補が当選したことにより、平成 8 年 8 月、日本初の条例に基づく住民投票が現実のものとなりました。

#### ● 巻原発建設の賛否を問う住民投票結果（H8.8.4 実施）

投票率 : 88.29%

投票総数 : 20,503 票（賛成 7,904 票、反対 12,478 票）

議論が重ねられた結果、平成 11 年、町が建設予定地内の町有地を反対派町民に売却したことで、事実上、原発建設は不可能な状況となりました。そして、平成 15 年、最高裁で町有地売却を巡る裁判の反対派勝訴が確定したことを受けて、電力会社は原子力発電所建設計画を事実上断念しています。



ご意見をお待ちしています

発行/お問い合わせ先：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL : 044(200)2168 / FAX : 044(200)3800 / E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp

《ご希望の方については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>